

第2次加古川市再犯防止推進計画（案）に関するパブリックコメントの実施結果について

※本資料において掲載する計画案ページは、パブリックコメントによる修正前の計画案のページです。

No	計画案 ページ	該当 項目			修正の 有無	ご意見等の内容	市の考え方				
1	1	全般			無	前計画のパブリックコメントでも指摘しましたが、総括的な意見として、この計画は「再犯防止」を推進するものであるのに、取組方針の冒頭が「安全・安心なまちづくりの推進」としている点にやはり違和感があります。前計画からの大きな変更はできないと思いますが、P25の説明に「地域が一体となって犯罪を防止する活動を推進する」とあるのも、かえって罪を犯した人を排除することにならないか危惧するところです。再犯を防止することは被害者を減らすことであり、結果的に安全・安心なまちづくりに繋がります。第4章からの施策の展開を見ても、各担当課の現在の支援制度を縦割りに紹介されているだけで、再犯防止との関連性が見いだせない事業もあるように感じました。各事業の整理が必要です。再犯を防止する最も大切なことは、就労や居住支援等の本人の生活の安定です。「再犯防止」の特化した計画を求めたいですが、具体的で実践的な取組を進めるには、再犯防止推進計画より条例化が望ましいのではと感じました。この計画の趣旨や基本理念、取組方針についても改めて見直す考えはないでしょうか。	P1「第1章 計画の策定にあたって」－「1 計画策定の趣旨」において、本計画は、犯罪や非行から立ち直ろうとする人を含めて、誰もが安全で安心して暮らし続けることができるまちづくりをめざして策定するものであり、犯罪や非行から立ち直ろうとする人だけではなく、高齢者や障がい者など福祉的な支援や配慮が必要な人、安定した仕事や住居がないために生きづらさを抱えた人など、様々な人を対象としています。また、再犯のみならず、犯罪や非行を起こさせない環境づくりという視点も含めて定めるものとしております。 再犯防止に特化した計画の必要性についても理解しておりますが、この度の計画において大きく見直すことは考えておりません。				
2		全般			有	前計画のパブリックコメントでも挙げていましたが、保護司会へのヒアリング結果の中に「福祉的な支援が必要な人をフォローしていく体制整備、出所者が適切な支援に繋がらず、必要な支援を受けられない」といった課題に対し、今後必要だと感じることであり、「福祉的な支援へと繋ぐコーディネーターのような役割を担う人材の確保や支援が必要な方への相談窓口のPR」を求めています。制度はあっても必要な人に届かないことは大きな課題です。この課題に対する施策が本計画案の中に見つけれられません。前計画のパブリックコメントのこの回答は「計画の推進体制の確立」を追記したとありましたが、その総括が見当たらず、本計画案のP43では「計画の推進体制の充実」とされています。5行目からの文面にある「見つけた課題を共有し対策を検討、見直しを行う」とありますが、前計画から5年間の間にそれを行なわなかったということでしょうか。一歩前に進めて、明石市のような「更生支援コーディネート事業」の検討を始められないでしょうか。	ご意見を踏まえ、「計画の推進体制の確立」に関する総括を以下のとおり追記します。 ●P17「地域ケア会議の開催」の後 <table><tr><th colspan="2">(4) 計画の推進体制の確立</th></tr><tr><td>計画の推進体制の確立</td><td>再犯防止推進計画に基づいた施策の実施、それぞれの取組状況の進捗管理を行い、生じた課題や課題解決の方向性を模索したが、解決に至っていない課題も多く残っている。 今後とも関係各課、関係機関との連携を密にし、再犯防止のための取組を進めていく。</td></tr></table> 【以下、ご意見に対する考え方】 「支援が必要な方への相談窓口や行政サービスの積極的なPR」については、「くらしサポート相談窓口」がその相談窓口の役割を担うこととなり、その点についてはP33「くらしサポート相談窓口での自立相談支援」において次期計画において拡充する点のひとつとしています。また、P34において「各種相談窓口や行政サービスの周知」として相談窓口や行政サービスの関係機関等へのPRを積極的に推進していきます。 まずはさらなるPR活動へ注力し、併行して、更生支援コーディネート事業については他市の取組を参考にしながら検討を進めてまいりたいと考えております。	(4) 計画の推進体制の確立		計画の推進体制の確立	再犯防止推進計画に基づいた施策の実施、それぞれの取組状況の進捗管理を行い、生じた課題や課題解決の方向性を模索したが、解決に至っていない課題も多く残っている。 今後とも関係各課、関係機関との連携を密にし、再犯防止のための取組を進めていく。
(4) 計画の推進体制の確立											
計画の推進体制の確立	再犯防止推進計画に基づいた施策の実施、それぞれの取組状況の進捗管理を行い、生じた課題や課題解決の方向性を模索したが、解決に至っていない課題も多く残っている。 今後とも関係各課、関係機関との連携を密にし、再犯防止のための取組を進めていく。										

No	計画案 ページ	該当 項目			修正の 有無	ご意見等の内容	市の考え方
3		全般			無	前計画のパブリックコメントに寄せられていた「犯罪や非行をした家族への支援や情報提供を盛り込んでほしい」に対し、「本人への支援と併せて、その家族への支援や情報提供も行ってもらいます」と市の考え方を示していましたが、本計画案には見当たりません。家族への支援の現状についても記載が必要ではないでしょうか。	P1「第1章 計画の策定にあたって」－「1 計画策定の趣旨」の4段落目において、本計画の対象について記載しており、「犯罪や非行から立ち直ろうとする人だけではなく、高齢者や障がい者など福祉的な支援や配慮が必要な人、安定した仕事や住居がないために生きづらさを抱えた人など、様々な人を対象としています。」としております。「様々な人」の中に犯罪や非行をした人の家族も含んでおり、現在「くらしサポート相談窓口」においても、相談者本人と併せ、必要に応じて家族の相談にも対応していますので、引き続き支援や情報提供を行ってまいります。
4	7, 10	第2章 再犯防止 を取り巻く 現状	2 第1 次計画に おける課 題や今後 の方向性	1 安 全・安心 なまちづ くりの推 進、2 様々な支 援の充実	有	第2章「第1次計画における課題や今後の方向性」のP7の下段の方にある「防犯講座の開催」は前回まで「防犯リーダー養成講座の開催」としており、講座名を変更した理由や狙いをここに記載すべきではないでしょうか。同様にP10下段の方にある「子育て世帯訪問支援事業の実施」とありますが、前計画では「養育支援訪問事業」となっており、事業名の変更の理由についても記載が必要ではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、以下の下線の内容について追記します。 ●P7 防犯講座の開催 「防犯講座」を広く市民に周知し、参加者を募り、市民の防犯意識向上を目指す。 ※令和5年度から、より多くの市民に幅広く参加を募るため「防犯リーダー養成講座」から名称変更した。 ●P10 子育て世帯訪問支援事業の実施 引き続き家庭訪問や電話相談を通じて養育困難家庭を把握し、子育てヘルパーや保健師を派遣することで問題解決に取り組む。 ※令和6年4月1日施行の児童福祉法改正に伴い、令和6年度より「子育て世帯訪問支援事業」を新規事業として実施し、従前の「養育支援訪問事業」から対象を拡充した。
5	14	第2章 再犯防止 を取り巻く 現状	2 第1 次計画に おける課 題や今後 の方向性	3 こど もの健全 育成を支 える仕組 みづくり	有	「コミュニティ・スクールの導入」「課題及び今後の方向性」の中で「児童生徒が協議会に参加する仕組みづくり」が具体的に掲げられているにもかかわらず、P37の「コミュニティ・スクールの充実」にはその記述がありません。同様に具体的な記述がない項目が散見されますが、各項目で踏み込んだ記述が必要ではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、以下の下線の内容について追記または修正します。 ●P37 コミュニティ・スクールの充実 【修正後】 学校運営協議会を設置するコミュニティ・スクールとして、学校・家庭・地域が協働し、こどもたちの学びと育ちを支える取組のさらなる充実をめざします。そのために、地域や保護者と協働して話し合える場づくりや児童生徒が協議会に参加する仕組みづくりなど協議会の活性化に向けた取組を推進します。 ●P35 認知症サポーター養成講座の実施 【修正前】 認知症の理解のための普及啓発、認知症の人への接し方を学ぶための講座を、企業や学校等で実施します。 【修正後】 認知症についての基礎知識や接し方、自分たちに何ができるかを考える講座を、地域や企業・団体・学校などで開催します。また、認知症サポーターがステップアップ研修を受講してチームオレンジのメンバーとなり、早期からの継続支援が行えるように努めます。

No	計画案 ページ	該当 項目			修正の 有無	ご意見等の内容	市の考え方
6	20	第2章 再犯防止 を取り巻く 現状	5 矯正 関係機関 における 現状	2 住宅 確保支援	無	「2 住宅確保支援」の項目で「市営住宅への優先的入居等の配慮」が「期待すること」として記載されていますが、現在の対応はP32にあるように「一時使用を認める」「支援を検討」にとどまっています。矯正関係機関からの要望を真摯に受けとめ、もう少し踏み込んでいただきたい。	住宅確保要配慮者への居住支援が重要であることは認識していますが、市営住宅の一時使用の実施にあたっては、地域生活を営むための準備や入居後の生活支援等について配慮すべき点や課題があります。それらも含めて、矯正関係機関等と意見交換しながら、まずは一時使用の実施に向けた検討を進めていきたいと考えております。
7	21	第2章 再犯防止 を取り巻く 現状	5 矯正 関係機関 における 現状	4 修学・学習 支援の充実	無	「4 修学・学習支援の充実」で「継続した学びや進学・復学のための支援等が十分でない」と課題提起、「行政による学習相談・支援の利用促進」が期待されることとして記載されています。これに対応するような方向性が見受けられませんが、どこに記載されているのでしょうか。教育支援課等で実施されているようであれば、丁寧な記述をしていただきたい。	中学校卒業後の新たな環境に悩む生徒に対しては、P37において記載している「青少年追相談員制度」の活用により、相談支援を実施しております。 非行や犯罪から立ち直ろうとする人への継続した学びや進学・復学のための支援の必要性は認識していますが、現時点で具体的な施策は実施しておりません。 まずは非行や犯罪を未然に防止する取組の実施とともに、生きづらさを感じる人やその家族が相談できる窓口の周知と、相談者を必要な支援につなぐことに努めてまいります。
8	21	第2章 再犯防止 を取り巻く 現状	5 矯正 関係機関 における 現状	9 地域 住民を中心とした 繋がり の強化	有	9「地域住民を中心とした繋がり」の現状と課題の「件」とは何を指すのかわかりません。	当該箇所での「件」とは、それぞれの地域で抱える課題を指しています。分かりにくい表現のため、以下の下線とおり修正します。 ●P21 「9 地域住民を中心とした繋がり」 【修正前】地域において協力を必要としている件の情報が不足している。 【修正後】矯正施設が協力できる地域課題に関する情報が不足している。
9	22	第2章 再犯防止 を取り巻く 現状	6 第1 次計画の 総括	(1) 犯罪が起きにくい 地域づくり	無	「(1) 犯罪が起きにくい地域づくり」の中で「地域ぐるみでの課題共有と、各種団体等が情報交換しやすい場づくりを進める」と記載されていますが、これはどこで実施されているのでしょうか。青少年育成連絡協議会のことでしょうか。講演会や研修会が行われていますが、情報交換は行われているのでしょうか。	地域課題の共有や情報交換については、各地域の学校や町内会、民生児童委員協議会などでの様々な協議の機会において行っているものと考えています。 また、市としても保護司会や大阪矯正管区等の関係団体と定期的な情報交換を行っているところです。
10	29	第4章 施策の展開	1 安全・安心なまちづくりの推進	(3) 地域の防犯ネットワークの構築	有	「(3) 地域の防犯ネットワークの構築」「②地域の団体や関係機関との防犯ネットワークの構築」で「年1回、地域防犯活動団体連絡会議を開催」となっていますが、現行の計画では「年2回」だったのではないのでしょうか。減らした理由は何でしょう。	ご意見を踏まえ、以下の内容について修正します。 ●P29 地域防犯活動団体連絡会議の開催 「年1回、」を削除 【以下、ご意見に対する考え方】 これまで、第1回目の連絡会議では、関係団体出席のもと、意見交換や事例発表などを行っていました。また、第2回目の連絡会議では、「防犯リーダー養成講座」の受講をメインに、行政や警察から必要な資料の配布などを行っていました。 令和5年度から、「防犯リーダー養成講座」の内容を変更し、より多くの市民にも参加していただけるよう、市民全体を対象とした「防犯講座」としたことで、団体以外の方にも参加していただくようになりました。 そのため、第2回目の連絡会議としての開催はなくなりましたが、防犯講座の受講案内は団体にもしており、行政や警察からの資料も従来どおり参加者へ配布していることから、実質的に連絡会議の内容と大きな変更はありません。

No	計画案 ページ	該当 項目			修正の 有無	ご意見等の内容	市の考え方
11	29	第4章 施策の展 開	2 さま ざまな支 援の充実	(1) 就 労支援	有	P5「その他の状況」の説明にも、就労支援や居住支援の重要性が記載されており、P29からの「就労支援」の冒頭にその説明がいます。例えば「不安定な就労が再犯へとつながる可能性が高いことから、再犯防止にあたり、就労の確保は重要です」といった説明を加えるべきではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、再犯防止において重要な要素であるP29の「(1) 就労支援」及びP31の「(2) 住居の確保の支援」の項目において、冒頭に以下の下線の内容を追記します。 ●P29 (1) 就労支援 再犯者のうち、7割近い人が無職者であり、不安定な就労状況が再犯へとつながる可能性も高まることから、再犯防止において就労支援や雇用の確保は重要です。 利用可能な各種施策・制度の活用を含め、関係機関等と連携し、一人ひとりの意向や適性などを踏まえたきめ細かな支援を行います。 ●P31 (2) 住居の確保の支援 帰住先がない人ほど刑務所への入所を繰り返し、再犯に至るまでの期間が短いことから、生活の基盤となる住居を確保することは再犯防止において欠かすことができません。 誰もが地域社会で安定した生活が送れるよう、適切な生活拠点の確保を推進します。
12	29	第4章 施策の展 開	2 さま ざまな支 援の充実	(1) 就 労支援	有	P29からのさまざまな支援の充実の「就労支援」については、記載事項の順番を入れ替えることはできないでしょうか。その理由として、P18の保護司会・保護観察所へのヒアリング結果や、P19のハローワークでの就労支援の下段「市に求める支援、できる支援」に記載のある「協力雇用主制度のPRへの協力や市の相談窓口の周知」などが重要であると考えため、P31の「ハローワークとの連携」や「就労支援事業の普及啓発」を「就労支援」ははじめの方にに入れるべきではないでしょうか。さらに、再犯防止の就労支援には「JOBフェアの開催」などより、「くらしサポート相談窓口での自立相談支援」をはじめの方にに入れるべきだと考えます。加古川市の計画案は一般的な労働行政の取組みを最初に紹介しているので違和感があります。	ご意見を踏まえ、P31の「④生活困窮者等への就労支援」（「くらしサポート相談窓口での自立相談支援」、「ハローワーク加古川との連携【意見No.14及びNo.16により「関係機関との連携」に変更】」）及び「⑤就労支援事業の普及啓発」（「事業者への啓発」）をP29「(1) 就労支援」の冒頭に移し、記載します。
13	31	第4章 施策の展 開	2 さま ざまな支 援の充実	(1) 就 労支援	有	「障がい者雇用への取り組み」に記載のある「授産製品の優先調達」や「就労訓練活動事業」は、障がい者への就労支援とは少し遠いように思います。これは就労支援を行う障害福祉サービスが少なかった時代の内容ではないでしょうか。現在は、就労支援を行う障害福祉サービス事業所は増えており、例えば「就労移行支援等の就労系障害福祉サービスの利用に係る相談対応を行い、その利用を支援します」といった内容がよいのではないのでしょうか。	ご意見を踏まえ、以下の下線の内容について修正します。 ●P31 障がい者雇用への取組 【修正前】 障害福祉施設等の授産製品の優先調達や就労訓練活動事業による就労機会の提供に努めます。 【修正後】 障がいのある人が、障害の特性や本人の状態・状況に応じた働き方ができるよう、相談対応を行い、就労系の障害福祉サービスの利用を支援します。 また、障害福祉施設等の授産製品の優先調達により安定した障がい者雇用の仕組みづくりを促進するとともに、就労訓練活動事業により就労訓練の機会を提供するなど、社会参加を支援します。

No	計画案 ページ	該当 項目			修正の 有無	ご意見等の内容	市の考え方
14	31	第4章 施策の展 開	2 さま ざまな支 援の充実	(1) 就 労支援	有	くらしサポート相談窓口での自立相談の説明に「若者サポートステーションと連携」と記載されていますが自立相談支援の説明としては不十分ではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、以下の下線の内容について修正します。 ●P31 くらしサポート相談窓口での自立相談支援 【修正前】 働く自信がない、生活リズムが整っていない等で、就労するための準備が整っていない人に対して、若者サポートステーションと連携しながら就労準備のための支援を行います。 【修正後】 働く自信がない、生活リズムが整っていない等で、就労するための準備が整っていない人に対して、適切な生活習慣やあいさつなどの基本的なコミュニケーション能力の形成をサポートするなど、就労するための準備を支援します。 ●P31 ハローワーク加古川との連携 【修正前】 見出し：ハローワーク加古川との連携 ハローワーク加古川と連携しながら就労支援を行い、生活困窮者の就労が実現するよう支援します。 【修正後】 見出し：関係機関との連携 若者サポートステーションやハローワーク加古川等の関係機関と連携しながら就労支援を行い、様々な課題を抱える人の就労が実現するよう支援します。
15	29	第4章 施策の展 開	2 さま ざまな支 援の充実	(1) 就 労支援	無	前計画のパブリックコメントで「協力雇用主の支援の拡大」を提案しており、当時の市の回答は「今後検討してまいります」とされていました。本計画案では未だに普及啓発に留まっていますが、検討しなかったということでしょうか。検討して頂きたい、その文言の掲載もお願いします。	協力雇用主への支援については、新たな協力雇用主の開拓のために重要であると認識しております。例えば他自治体の取組として、刑務所出所者を積極的に雇用している協力雇用主に対する表彰制度等がありますが、それらの支援について本市において具体的な検討には至っておりません。 今後も他市の取組を参考にしながら調査研究を進めるとともに、まずは協力雇用主の拡大に向けて、協力雇用主制度の周知、啓発に努めてまいります。
16	29	第4章 施策の展 開	2 さま ざまな支 援の充実	(1) 就 労支援	有	(1)就労支援、についてですが、第2章(3)その他の状況、にあるように令和4年における兵庫県での再犯者に占める無職者の割合は69.6%にのぼり、就労支援の必要性が指摘されています。国等の関係機関との連携としてコレワーク（矯正就労支援センター室）、ハローワーク、神戸保護観察所、兵庫県就労支援事業者機構などとの連携や、刑務所出所者等を雇用する事業所等である協力雇用主の開拓にも言及してもらいたい。	ご意見を踏まえ、以下の下線の内容について修正します。 ●P31 ハローワーク加古川との連携（再掲） 【修正前】 見出し：ハローワーク加古川との連携 ハローワーク加古川と連携しながら就労支援を行い、生活困窮者の就労が実現するよう支援します。 【修正後】 見出し：関係機関との連携 若者サポートステーションやハローワーク加古川等の関係機関と連携しながら就労支援を行い、様々な課題を抱える人の就労が実現するよう支援します。 【以下、ご意見に対する考え方】 就労支援において、関係機関との連携については重要であると認識しており、上記の修正のほか、P40の「5 関係機関・団体等との連携の強化」において、各関係機関との連携強化について記載しております。 また、協力雇用主の新たな開拓に関しても、神戸保護観察所とも連携しながら、P31に記載しているとおり、協力雇用主制度のさらなる周知に努め、制度の普及を図ってまいりたいと考えています。

No	計画案 ページ	該当 項目			修正の 有無	ご意見等の内容	市の考え方
17	33	第4章 施策の展 開	2 さま ざまな支 援の充実	(3) 保 健医療・ 福祉サー ビスの充 実	無	③「こどもと家庭に関わる支援」には妊娠・出産・育児支援と未就学児童や療育支援に留まっています。児童・生徒や若者支援も加える必要はないでしょうか。令和6年3月に策定された第2次加古川市自殺対策計画のP52に「こども・若者に対する取組の推進」の中でも、若者の抱えやすい課題に対する支援の充実が記載されています。	児童・生徒等の若者支援については、P35からの「3 こどもの健全育成を支えるしくみの充実」において記載しています。
18	36	第4章 施策の展 開	3 こど もの健全 育成を支 えるしく みの充実	(2) 修 学・学習 支援の充 実	無	「修学・学習支援の充実」についても、一般的な教育行政の紹介に留まっているように読めます。少年院入院者、入所受刑者の3割が高校に進学せず、高校に進学してもその後の非行で高校を中退する人が多い状況にあり、学び直しができず、自立に向けた就労が困難な状況です。P21の「修学・学習支援の充実」の現状と課題にも「犯罪をしたもの等の継続した学びや進学・復学のための支援が十分でない」としています。P37の青少年追相談員制度が対象とする期間や生徒だけでは不十分だと考えますが、この課題に対する加古川市の施策が他にないということでしょうか。中学校卒業後の支援の必要性を感じますが、そういった文言を盛り込むことはできないでしょうか。	非行や犯罪から立ち直ろうとする人への継続した学びや進学・復学のための支援の必要性は認識していますが、現時点で市においては具体的な施策は実施しておらず、さらなる計画への記載は難しい状況です。市としては、まずは非行や犯罪を未然に防止する取組の実施とともに、生きづらさを感じる人やその家族が相談できる窓口の周知と、相談者を必要な支援につなぐことに努めてまいります。
19	38	第4章 施策の展 開	4 広 報・啓発 活動の推 進	(1) ” 社会を明 るくする 運動”の 推進	有	“社会を明るくする運動”こどもたちへの啓発 ですが、現在高校生エッセイコンテストとして市内小中学生だけでなく市内高校生からも作品の募集をしています。募集の対象を高校生も含めていただきたい。	ご指摘を踏まえ、以下の下線の内容について追記します。 P38「“社会を明るくする運動”のこどもたちへの啓発」 【修正前】 小中学生が、日常の中で犯罪や非行等について感じたことを作文に書くことにより、本運動に対する理解を深めることを目的に、市内各小中学校の児童・生徒を対象として、作文を募集します。 【修正後】 日常の中で犯罪や非行等について感じたことを作文に書くことにより、本運動に対する理解を深めることを目的に、 <u>小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の児童・生徒を対象として、作文を募集します。</u>
20	38	第4章 施策の展 開	4 広 報・啓発 活動の推 進	(1) ” 社会を明 るくする 運動”の 推進	無	“社会を明るくする運動”は加古川市、稲美町、播磨町で構成する“社会を明るくする運動”加古川地区推進委員会が推進母体となって啓発活動参加の呼びかけを行っています。実質的には加古川保護区保護司会が主体となって行っています。推進委員会の委員長は加古川市長で、法務省も地方公共団体の首長が中心となって活動を進めるよう求めています。地域への活動の広がりを目指す上で行政の関わりが今以上に必要であると考えます。 “社会を明るくする運動”については行政が主体となって実施する体制づくりを目指していただきたい。 また、現在60余名いる加古川地区推進委員会のメンバーについても見直しを行い、機能的な組織として推進委員会の開催を実現させる必要があると考えます。	“社会を明るくする運動”については、本市も広報活動に取り組んできているところですが、さらなる更生保護への理解の促進のために、今後保護司会をはじめとした関係機関と連携しながら、さらなる広報、啓発に努めてまいりたいと考えております。 “社会を明るくする運動”に対する本市の関わり方については、引き続き検討してまいります。
21	43	第4章 施策の展 開	5 関係 機関・団 体等との 連携の強 化	(4) 計 画の推進 体制の充 実	無	本計画の策定にあたって、委員は行政内部で構成され、矯正関係機関等はオブザーバーの位置づけですが、委員として会議に入ってもらうべきではないでしょうか。	本計画は、オブザーバーである各矯正関係機関等に意見聴取を行いながら作成を進めております。また、計画策定にかかる連絡会議の開催の際には、各機関へ会議へのご出席を案内し、議論を聴講いただき、ご意見をいただいております。